

# 群馬地方最低賃金審議会

議事要旨

議事録

(整理番号0762)

HP版議事録

県最賃専門部会 第2回

令和3年7月29日 非公開

開催日時	令和3年7月29日		15時00分～15時20分
開催場所	前橋地方合同庁舎 1階共用会議室		
開催状況	公益を代表する委員	出席 3人	定数 3人
	労働者を代表する委員	出席 3人	定数 3人
	使用者を代表する委員	出席 3人	定数 3人
主要議題	1 中央最低賃金審議会の目安答申の報告について 2 最低賃金に関する基礎調査結果について 3 群馬県最低賃金額の審議について		

議事録・議事要旨	議事録
----------	-----

事務局	定刻となりましたので、事務局からご報告申し上げます。 本日ご出席の委員は、公益代表委員3名、労働者代表委員3名、使用者代表委員3名の合計9名で、最低賃金審議会令第5条第2項に規定される定足数を満たしており、会議が成立することをご報告いたします。 なお、後日、議事録を作成いたします際、ご発言なされた委員に内容確認をさせていただく場合がございます。大変恐れ入りますが、ご発言の前にお名前をおっしゃっていただきますよう、よろしくお願ひいたします。
事務局	それでは、お疲れのところ、申し訳ございません。 ただいまから、第2回群馬県最低賃金専門部会を開催いたします。 議事進行につきましては、████部会長にお願いいたします。

	よろしくお願ひいたします。
部会長	<p>はい。では、会議次第に従いまして、議事に入らせていただきます。</p> <p>最初に、中央最低賃金審議会の目安答申の報告について、事務局からお願ひいたします。</p>
事務局	<p>はい。先ほどの審議会でもご説明いたしましたが、地域別最低賃金額改定の目安答申の内容といたしましては、公益委員見解が示され、AからDのすべてのランクにおいて、引上げ額「28 円」ということでございました。</p> <p>以上でございます。</p>
部会長	<p>はい。次に、最低賃金に関する基礎調査結果について、事務局から説明をお願ひいたします。</p>
事務局	<p>はい。本年度群馬労働局で実施いたしました、最低賃金基礎調査結果につきまして、ご説明させていただきます。</p> <p>最低賃金基礎調査結果につきましては、資料 1 をご覧ください。こちらの資料の右下の方に、目次に沿った資料番号が振られていますので、資料説明にあたっては、この番号でご説明をさせていただきます。</p> <p>まず、資料 1 です。</p> <p>令和 3 年度最低賃金に関する基礎調査といたしましては、調査依頼事業所数が、2,029 件に対し、有効な回答があった件数が、1,014 件で、回収率が 50.0% でした。</p> <p>調査対象地域は群馬県全域です。</p> <p>調査対象業種及び事業所規模につきましては、製造業、新聞業、出版業は 1 人から 99 人以下の事業所、卸売・小売業、学術研究、専門・技術サービス業、飲食店、宿泊業、生活関連サービス業、娯楽業、医療、福祉、サービス業（他に分類されないもの）は 1 人から 29 人以下の事業所を調査いたしました。従いまして、比較的低い賃金の労働者が多い産業、及び規模の事業所が調査の対象となっており、低賃金労働者の実態を明確に把握できるようにしたものとなります。</p> <p>集計は、平成 28 年経済センサス活動調査の結果に基づく、平成 30 年次の事業所母集団データベースの産業分類ごとの労働者数により復元いたしました。</p> <p>なお、月給者及び日給者につきましては、時間額に換算して集計</p>

をしております。

調査結果の説明の前に、賃金統計用語について、説明させていただきますので、資料 9 をご覧ください。

まずは、未満率を説明いたします。未満率とは、現行の最低賃金を下回っている労働者の割合です。現行の群馬県最低賃金が、時間給 837 円ですので、時間額が 836 円までが、最低賃金未満者となります。

続きまして、影響率です。影響率は、最低賃金を改正した場合、その改正後の最低賃金額を下回っている労働者数の割合となります。

続きまして、資料 8 をご覧ください。

第 1・四分位数とは、数値の集まりがある時、数値を低いものから高いものへ順番に並べて、低い方から見て全体の 4 分の 1 にあたる数値をいいます。中位数についても、ただ今説明した位数同様に、全体の 2 分の 1 、中央にあたる数値をいいます。第 3・四分位数も同様に、低い方から見て全体の 4 分の 3 にあたる数値をいいます。

それでは、最低賃金に関する基礎調査結果の説明に移りますので、資料 2 を開いてください。

この表は、1 時間当たりの所定内賃金に対しての累計労働者数と、累積度数分布を表したものです。この表、上部記載の合計労働者数は、群馬県のすべての労働者数ではなく、冒頭で説明させていただきました、調査対象業種及び事業所規模の母集団の労働者数合計となります。賃金額の刻み方法につきましては、先ほどご覧いただいた資料 9 に記載がございますとおり、826 円以下、827 円から 887 円までは 1 円刻み、888 円から 889 円までは 2 円刻み、890 円から 999 円までは 10 円刻み、1,000 円から 1,499 円までは 100 円刻み、1,500 円以上の賃金階級で集計しております。表の見方としましては、地域最低賃金 836 円以下の労働者は、6,005 人おりまして、未満率は 2.0% ということになりました。

資料 3 をご覧ください。

資料 3 につきましては、労働者を累積ではなく、1 時間あたりの所定内賃金額ごとの分布で表したものとなります。一般労働者とパート労働者に分けて表示しております。

続きまして、資料 4 です。

この表は、全労働者及びパート労働者別・産業別に、1 時間当たりの賃金額の平均賃金額を、分位数・中位数ごとに表したものです。例えば、1 番上の表の、全労働者の総計をご覧いただきますと、平均賃金額は 1,448 円となっております。平均賃金額は、労働

者全員の賃金額を総計いたしまして、その労働者数で除したものとなっております。表右側の、中位数の全労働者の総計をご覧いただくと、1,177円になっております。このように、平均賃金と中位数では金額が異なっていることがわかります。

次に資料5です。

この表は、群馬県最低賃金額と1時間当たりの賃金額の特性値の推移になります。右上のグラフは、今年度含む5年分の未満率と影響率の推移を表しております。影響率は平成29年から令和元年にかけては上昇し、令和元年から令和2年にかけては減少しております。

次に資料6です。この表は、産業別に平成29年から令和3年までの1時間当たりの賃金額の特性値の推移を表したものとなります。

続きまして、資料7です。この表は、最低賃金引上げ額・引上げ率と影響率の関係表となります。

引き上げ額が0円から34円までについて表しております。

引き上げ額0円を見ますと、影響率は未満率と同様の2.0%となります。1円ずつ引き上げる額が上がるごとに影響率が高くなっていることがわかるかと思います。

最後に、資料10から資料13についてです。

最低賃金に関する基礎調査の表を、厚生労働省のホームページ等で公開することになっておりまして、今年度も公開させていただく表を資料に入れさせていただいております。

資料10は、産業・就業形態別の賃金階級別、規模別、地域別、年齢別の労働者数を示した表、資料11は、産業・就業形態別の賃金額階級別、性別年齢別の労働者数を示した表、資料12は、地域・産業・就業形態・規模・職種別の賃金額階級別、勤続年数別の労働者数を示した表となっております。

資料13は第4表として、諸手当の種類別労働者1人平均支給額の表となっております。

これらの資料につきましては、12月頃に、政府統計が確認できるポータルサイトのe-statに掲載される予定です。

以上、簡単ではございますが、令和3年度最低賃金に関する基礎調査結果の説明をさせていただきました。

この調査結果が、委員の皆様のお役に立てれば幸いと存じますのでよろしくお願ひいたします。

部会長

はい。ありがとうございました。

ただいまの説明につきまして、ご質問等ございましたらお願いい

	たします。
	【特になし】
部会長	<p>よろしいでしょうか。</p> <p>それでは、群馬県最低賃金額の審議に入りたいと思います。</p> <p>先程の労働局報告にもあったとおり、中央最低賃金審議会目安に関する小委員会報告で、公益委員見解としてAからDのすべてのランクにおいて、引上げ額「28 円」が示され、答申が行われました。</p> <p>今までの資料等も参考にいたしまして、具体的な審議を行っていきたいと思います。</p> <p>最低賃金額の改正にあたりまして、労使それぞれ、具体的な数字の用意をしておられましたら、その金額等について、ご発言をお願いしたいと思います。</p> <p>はじめに、労働者側委員の先生からお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。</p>
労働者委員	<p>はい。労側■でございます。</p> <p>具体的な金額につきましては、特に用意はしておりませんが、先ほど申しましたが、やはり群馬県におきましては地域間格差により、隣県や都市部への労働力が流出してしまっているというような課題があります。このことから、少しずつでも、賃金の引上げによる近隣県との格差改善をすることで、人材の確保と企業、経済の活性化、そういういったものに繋げられればというように考えております。</p> <p>また、今年度は中賃で4ランク統一の目安が示されました、地域間格差の縮小も勘案しつつ、格差是正となる額での結審を求めていきたいというようにも考えておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。</p> <p>使側委員の皆様には、中央で整理されました、地域の経済、雇用の実態を見極め、地域間格差の縮小を求める意見を勘案しつつ、この考え方をぜひ考慮していただきたいと思っております。</p> <p>そのうえで、何度も申しますが、地域間格差是正となる額での結審を求めていきたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。</p> <p>以上でございます。</p>
部会長	はい。ありがとうございます。

	それでは、使用者側委員の先生、ご発言ございましたらお願いいいたします。
使用者委員	<p>はい。私、■から。</p> <p>先ほどの審議会でもお話ししましたが、今年度の目安「28円」につきましては、この審議会におきまして過去最高額ということで、非常に戸惑っているというのが、本音のところでございます。ただ、企業発展のために従業員の支持、モチベーションは必要と感じておりますので、会社の経営状況等を説明させていただきながら、また、労側の委員のご意見も参考にしながら、論議をさせていただきたいと思っております。</p> <p>以上でございます。</p>
部会長	<p>はい。ありがとうございます。</p> <p>労使委員の先生方で、他にございませんでしょうか。</p>
	<p style="text-align: center;">【特になし】</p>
部会長	<p>今後、労使それぞれ検討する時間も必要と思います。</p> <p>次回の専門部会で結論が得られますよう、審議していただくこととしまして、本日の群馬県最低賃金額の審議につきましては、以上ということでよろしいでしょうか。</p>
	<p style="text-align: center;">【異議なし】</p>
部会長	<p>では、最後に、その他について、事務局で何かございましたらお願いいいたします。</p>
事務局	<p>はい。特にございません。</p>
部会長	<p>本日の審議項目は以上ですが、他にご意見等ございますでしょうか。</p>
	<p style="text-align: center;">【特になし】</p>
部会長	<p>はい。ご意見等ないようです。</p> <p>それでは、最後に確認をいたします。</p> <p>本日の会議において、一部非公開とする発言や資料はなかったと思われますが、非公開事項はなしということでよろしいでしょうか</p>

か。

【異議なし】

部会長

非公開事項はなしと確認いたしました。  
ありがとうございました。  
以上をもちまして、本日の議題は全て終了いたしました。  
これで、第2回群馬県最低賃金専門部会を閉会といたします。  
ご審議誠にお疲れ様でした。